

# 一般社団法人日本育療学会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本育療学会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都市東山区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、病気や障害のある子どもの健全育成を図るため、教育、医療・保健、福祉等の関係者、家族及び本会の目的に賛同する者が、一体的な対応を進められるように研究・研修を推進し、その成果を普及することを目的とする。

2 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 学術集会の開催及び研究会・研修会の実施
- 2) 学会誌及び図書の刊行並びにホームページ等による情報提供
- 3) 子どもの教育、医療・保健、看護、福祉等に関する調査研究
- 4) 関連団体・機関との連携及び協力
- 5) その他、当法人の目的を達成するのに必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会員及び社員

(会員の種類)

第5条 当法人は、当法人の目的に賛同して別に定められ会費を納入した個人又は法人、その他の団体を持って構成し、会員の種類及び資格は、次のとおりとする。

- 1) 正会員 当法人の目的に賛同する個人
  - 2) 学生会員 当法人の目的に賛同する学生である個人
  - 3) 賛助会員 当法人の事業を賛助する個人、法人又は団体
  - 4) 名誉会員 当法人の事業における特別の功績があり、社員総会において推薦された個人
- 2 前項で定める会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申込をし、理事会の承認を得なければならない。

- 2 社員総会において名誉会員に推薦された者は、前項の入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

(入会金及び会費)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び学生会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。ただし、入会金を納めることを要しない。
- 3 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(経費等の負担)

第8条 正会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の会員が、法人の名誉を毀損し、若しくは目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な理由があるときは、社員総会の決議により、その会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1) 退会したとき。
- 2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- 3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- 4) 2年以上会費を滞納したとき。
- 5) 除名されたとき。

2 社員総会で会員の除名を決議する際は、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。その手続き、時期等は別に定める。

### 第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、社員（正会員）をもって構成する。

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合には臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、開会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の3分の1以上を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議決権の代理行使)

第17条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該社員は、代理権を証明する書面をあらかじめ当法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとに提出しなければならない。

3 前項の規定による代理出席者は、社員総会の定足数及び議決数に算入する。

4 社員は、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により本法人に提供し、議決権の行使ができる。電磁的方法によって行使した議決権の数は出席した社員の議決権の数に算入する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

#### 第4章 役員等

(役員)

第20条 この法人に次の役員を置くことができる。

- 1) 理事7名以上12名以内
- 2) 監事1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を若干名置くことができる。

(選任)

第21条 理事は、正会員の中から社員総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって定めるものとし、理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者もしくは3親等以内の親族その他政令で定める特別の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 理事長は当法人を代表し、その業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故があるとき又は、理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定める順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、その職務を執行するために理事会を開催しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、

監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(事務局の設置)

第27条 当法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、社員総会の決議を経て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、社員総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(名誉理事長及び顧問並びに客員研究員)

第28条 当法人に、名誉理事長及び顧問並びに客員研究員を置くことができる。

- 2 名誉理事長は、理事長経験者の中から社員総会の決議を経て理事長が任免する。
- 3 顧問及び客員研究員は、学識経験者の中から、社員総会において任期を定めた上で選任する。
- 4 名誉理事長は、理事長の諮問に応え、理事会及び社員総会において意見を述べることができる。
- 5 顧問及び客員研究員は、理事長の諮問に応え、社員総会において意見を述べることができる。
- 6 名誉理事長及び顧問並びに客員研究員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いを受けることができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(職務及び権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- 1) 当法人の業務執行の決定
- 2) 理事の職務の執行の監督
- 3) その他、当法人の業務運営に必要な事項の検討

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順番により他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順番により他の理事がこれにあたる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事（当該事項につき議決に加わることができる者に限る）の全員が、書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、年1期とし、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(資産の管理及び運用)

第37条 当法人の資産の管理及び運用は、理事会が別に定める会計処理、運用財産及び資産運用に関する規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の社員総会に報告し承認を受けなければならない。
- 3 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- 1) 事業報告
- 2) 事業報告の附属明細書
- 3) 貸借対照表
- 4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議、その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 附 則

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2020年5月31日までとする。

(設立時の役員)

第45条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事及び設立時代表理事	小畑 文也
設立時理事	島 治伸
設立時理事	滝川 国芳
設立時監事	渡辺 実

(設立時社員の氏名及び住所)

第46条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 \*\*\*\*

氏名 小畑 文也

住所 \*\*\*\*

氏名 島 治伸

住所 \*\*\*\*

氏名 滝川 国芳

(設立時の主たる事務所の所在場所)

第47条 当法人の設立時の主たる事務所の所在地は次の通りとする。

京都市東山区今熊野北日吉町35

(定款に定めのない事項)

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本育療学会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

2019年5月1日

設立時社員 小畑 文也

設立時社員 島 治伸

設立時社員 滝川 国芳